

## 第9 資金調達の円滑化

### 1 現状と課題

中小企業の資金調達を巡る環境については、近年、直接金融の手法も取り入れられるなど多様化しているが、依然として金融機関からの借入れ（間接金融）による資金調達の割合が高い。

中小企業にとって、資金調達は事業活動を行う上で不可欠なものであり、今後とも保証人や担保に依存せず、手続きや審査が簡便で、安定的な資金供給を受けられる環境づくりを行っていくことが重要である。

#### (1) 資金の貸出状況

- 中小企業の融資による資金調達方法としては、大別して民間金融機関、政府系金融機関、県又は市町村等の制度融資によるものが考えられるが、県制度融資は、経営基盤が脆弱で、信用力や担保力などが不足している等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難な中小企業に対し金融支援を行うことを目的としている。

(各機関の貸出等の状況)

(単位：百万円)

区分	15年度	16年度	17年度
民間金融機関	9,237,082	9,291,634	9,505,032
政府系金融機関	535,694	517,082	499,604
信用保証協会	831,573	850,606	820,015
県制度融資	208,559	197,579	188,930

(資料) 県経営支援課（融資実績、預貸状況調査）、保証概況

- ・民間金融機関は、県内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合の総貸出残高の合計を示す。  
(大規模企業向け融資及び個人融資を含む。)
- ・政府系金融機関は、県内にある政府系金融機関各支店の総貸出残高の合計を示す。
- ・信用保証協会は、保証残高を示す。

- 県制度融資については、直近3カ年において融資実績及び残高ともに減少傾向にある。

(単位：百万円、%)

融資実績 (資金名)	15年度		16年度		17年度		
	件	金額	件	金額	件	金額	構成比
事業振興資金	3,263	45,139	2,580	29,515	2,584	29,440	15.6
小規模事業資金	3,082	15,200	2,807	12,981	2,609	12,428	6.6
経済変動対策資金	1,061	12,937	309	3,242	200	2,812	1.5
開業育成資金	321	2,124	260	1,644	249	1,432	0.8
中小企業活性化支援資金	13	231	16	235	25	375	0.2
短期運転資金	22,437	170,154	20,449	147,745	20,139	141,895	75.1
その他振興資金	35	501	17	2520	17	307	0.2
合計	30,212	246,286	26,438	195,615	25,823	188,687	100.0
<b>融資残高 合計</b>	<b>34,127</b>	<b>208,558</b>	<b>33,965</b>	<b>197,579</b>	<b>34,255</b>	<b>188,930</b>	

○ 事業振興資金や短期運転資金といった一般的な資金をはじめ、全体的に減少しているが、売上高減少等に対応するための経済変動対策資金の減少幅が特に大きい。

○ 開業・育成資金については、融資相談に占める割合が全体の40.2%と高い一方、融資実績については、約14億3千万円と全体の融資実績の0.8%にとどまっている。

また、経営革新の認定を受けた者や事業転換・多角化に対する資金支援制度である中小企業活性化支援資金も融資実績が約3億7千万円と全体の融資実績の0.2%にとどまっている。

(平成17年度融資相談の状況)

(単位：%)

相談資金名	件数	割合
開業・育成資金	744	40.2
特別経営安定対策資金	353	19.1
上記以外振興資金	721	39.0
短期運転資金	31	1.7
合計	1849	100.0

相談内容	件数	割合
制度・手続きの方法	1542	83.4
不況業種の内容	182	9.8
保証制度の内容	39	2.1
借換・その他	86	4.7
合計	1849	100.0

## (2) 制度融資の利用者アンケート

千葉県制度融資利用者を対象に、平成15年度に実施した中小企業資金調達状況等実態調査において、以下のような回答が得られた。

### ① 県制度融資の利用状況 (複数回答 単位：%)

小規模事業資金	30.0%
事業振興資金	14.7%
短期運転資金	12.0%
開業育成資金	3.8%
中小企業活性化支援資金	4.7%

一般的資金(小規模事業資金、短期運転資金、事業振興資金)を利用しているとの回答が多く、全体の56.7%を占める。

② 県制度融資の不满理由（複数回答 単位：％）

保証人、担保要件が厳しい	42.4%
手続きが面倒	40.6%
審査基準が厳しい	40.6%
融資決定まで時間がかかる	37.6%
保証料を含めた利率が高い	28.5%
制度が分かりにくい	27.3%
融資限度額が十分でない	25.3%
貸付期間が短い	20.6%

不满理由では保証人及び担保要件が厳しいとの回答が最も高く、以下手続きが厳しい、審査基準が厳しい、融資決定まで時間がかかるとの回答となっている。

③ 創設を希望する県制度融資（複数回答）

創設を希望する融資については、「第三者保証人を不要とする長期資金融資」（48.7％）、「審査期間を短縮した小口融資」（26.5％）の希望が突出している。

(3) 信用保証の状況

信用保証協会の直近3カ年度の保証状況を見ると、保証承諾、保証債務残高ともに減少傾向にある。

ただし、民間金融機関との提携で行っている無担保・無保証人（法人の代表者を除く。）の保証制度（ダッシュ5000、スパート3000、アシスト2000）については、保証承諾が増加している。

（年度別保証状況）

（単位：百万円、％）

年度	保証承諾			保証債務残高			代位弁済額		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
15	52,880	594,293	154.0	98,136	831,573	105.4	3,758	32,836	69.5
16	42,056	448,232	75.4	92,971	850,606	102.3	2,633	23,425	71.3
17	40,815	402,731	89.8	91,571	820,015	96.4	2,186	20,814	88.9

（無担保・無保証人保証承諾実績）

（単位：百万円）

年度	件数	金額
15	1,774	52,669
16	7,905	150,668
17	9,113	141,884

左表は民間金融機関との提携で行っている無担保・無保証人の保証制度（ダッシュ5000、スパート3000、アシスト2000）の承諾実績（合計）を示す。

当該保証は、同一事業を2年以上営み、12ヶ月の決算書2期分以上が提出できる中小企業で、金融機関のスコアリングにより一定の基準以上となる者に対する保証である。

#### (4) 信用補完制度の改正

信用補完制度については、以下のとおり大幅な改正が行われている。

##### ① 保証料率の弾力化

平成18年4月1日以降の信用保証協会保証の申込みから、保証料率が弾力化され、企業の経営状況に応じて保証料率が決定された。(0.5%~2.2%の9区分)

##### ② 保証人要件の緩和

平成18年4月1日以降の信用保証協会保証の申込みから、連帯保証人要件が緩和され、原則として法人の代表者以外の連帯保証人を徴求しないこととされた。

##### ③ 責任共有制度の導入

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携のもと効率的、かつ効果的な審査等を行い、中小企業者に適切な支援が行えるよう、責任分担制度を導入する。(信用保証協会保証付きの融資について、金融機関が融資の一部について直接リスクを負う。)

## 2 地域勉強会、中小企業振興に向けた研究会での意見

- 県制度融資について → 施策各項目で対応
  - ・ 多くの中小企業が資金繰りで困っている。行政には活用しやすく、分かりやすいサポートや経営者の不安を取り除く支援をお願いしたい。
  - ・ 内容が似ている資金が多い。もっと用途別に資金を分けてもらいたい。
  - ・ 一時的に赤字決算となっている中小企業に対して融資するなど、特色のある支援制度があってもいいのではないか。
  - ・ 環境対策や福祉対策に重点を置いた事業展開には手厚い支援をするなど、政策の目的となる対象を絞った支援を実施してみてもどうか。
  - ・ 倒産した人が再チャレンジできるような制度がほしい。
- 単に融資だけでなく事業についての専門家の支援等とあわせて行うことを考えるべき。 → 第11 相談支援機関・機能の充実参照

～研究会の意見から～

- 金融機関には中小企業が必要なときに必要な融資を行うよう柔軟な対応をしてほしい。中小企業とコンタクトを取り、意欲・事業計画内容・見通しを見極めて審査を行い、融資を行うようなリレーションシップバンキングを実施すべき。

### 3 基本的な施策

金融は経済の血液とも称され、企業の事業活動に不可欠な要素となっている。中小企業への金融については、民間金融機関、政府系金融機関、小規模事業者等の設備投資の支援をする千葉県産業振興センター、また金融機関からの借り入れの際の保証を行う信用保証協会等が円滑な資金供給に重要な役割を担っている。特に、地域金融機関には、リレーションシップバンキングへの取組などで地域に密着した、地域のニーズの応える役割が期待される。

また、これらの機関と連携協力して、中小企業のニーズに応じて、第三者保証人や不動産担保に過度に依存しない融資や事業展開の各段階に応じた融資、さらには将来性や技術力を反映した融資の確保などを進め、多様な資金供給を図る。

施 策	概 要
① 利用しやすい融資制度の確立	<p>中小企業のニーズを踏まえ、より分かりやすく、利用しやすい融資制度、公的保証に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な融資要件に対応できる融資制度の充実を図る。</li> <li>・ より政策性の高い融資の推進に努める。</li> <li>・ 間柄重視の地域密着型金融を利用した継続的融資の普及。</li> <li>・ 具体的計画による創業や経営革新の取組、研究開発した新しい技術の事業化など、企業経営に前向きな中小企業に対する手厚い支援</li> <li>・ 小規模事業者等に対して手厚い資金支援を行う。</li> <li>・ スコアリング等を活用した迅速・簡易な融資の普及に努める。</li> <li>・ 広報等による制度の積極的な周知、利用促進を図る。</li> <li>・ 中小企業からの融資相談対応を行う。</li> <li>・ 対象者拡大に向けた公的保証の一層の拡充と利用促進</li> <li>・ 信用保証協会の経営基盤の強化</li> </ul>
② 保証人や担保に依存しない新しい融資制度の推進	<p>中小企業に円滑に資金を供給するため、不動産等の担保や第三者保証人に依存しない融資制度の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者保証人の保証を不要とする融資制度の推進を図る。</li> <li>・ 動産や知的財産等の担保の多様化及び担保を不要とする融資制度への取組に努める。</li> <li>・ 知的財産等の技術力を活用した融資制度を創設する。</li> </ul>
③ 資金調達方法の多様化	<p>貸付債権を多数束ね、証券化して投資家に販売する仕組みや、ファンドの組成による投資（株式や社債の引受け）など、直接金融による資金調達の手法を一層拡充し、中小企業の資金調達の多様化の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベンチャー企業投資支援（ファンド）の方法を検討する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券化を活用した融資制度（CLO・CBO）等、直接金融の取組みを推進する。</li> </ul>
④ 中小企業の再生支援	<p>過剰債務等により経営が悪化しているものの、本業において相応の収益力があり、メインバンクの支援を受けながら、財務リストラや事業見直しにより企業再生を図る地域の中核的な中小企業に対し、中小企業再生支援協議会と連携して、ファンドや融資等による資金支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業再生基金（ファンド）による投資（出資・債権買取等）を行う。</li> <li>・ 再生期間中に必要となる資金支援（融資）を行う。</li> </ul>

# 第10 官公需施策の推進

## 1 現状と課題

### (1) 官公需をめぐる議論の動向

官公需については、昭和41年以降、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、中小企業者の受注機会の増大についての施策が推進され、一定の成果をあげてきている。

その一方で、規制緩和の議論を契機として、官公需施策が受注「機会」の確保ではなく、受注「結果」の確保になっているのではないか、競争を阻害するのではないか、などの批判もなされるようになってきている。これを受けて、国では、平成16年2月から6月にかけて、官公需施策のあり方の見直しについて検討が行われた。その成果は、平成16年6月に、中間取りまとめ（今後の官公需施策の在り方について）として、公表された。

その結果、官公需施策は中小企業の経営基盤強化を図るため、適切に運用されれば、中小企業者の官公需市場への参入が促進されることにより、むしろ、競争促進に資することが期待されることなど、その必要性が確認された。

注：官公需：国や公団、地方自治体などによる物品・サービスの購入、工事の発注そのものをいい、民需に対する官公庁の需要を意味する。

官公需施策：官公需法に基づき、中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、官公需についての中小企業者の受注機会の増大を図るための施策である。

### (2) 千葉県における官公需契約の実績の推移

最近の官公需の実績を見ると、下表のとおり、平成17年度では官公需総額が約1,989億円、このうち中小企業に発注した額は1,398億円程度であり、率にして70.3%となっている。一方、平成10年度の実績では、官公需総額が3,646億円、中小企業への発注額が2,471億円、率にして67.8%となっており、平成17年度の実績は、中小企業への発注率では上回っているものの、厳しい財政状況を反映して、官公需の総額が平成10年度の中小企業への発注額を下回っており、非常に厳しい状況であるといえる。

千葉県の官公需契約実績

(単位：件、百万円)

区 分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
件 数	官公需総数	231,401	230,581	229,329	234,611	230,929	221,121	211,332	200,372
	中小企業向け発注数	184,294	182,139	180,657	184,145	180,046	172,167	165,779	162,440
	中小企業向け比率(%)	79.6	79.0	78.8	78.5	78.0	77.9	78.4	81.1
金 額	官公需総額	364,648	326,764	299,227	286,494	267,162	239,595	212,911	198,931
	中小企業向け発注額	247,178	216,811	199,501	196,493	176,655	161,055	146,904	139,768
	中小企業向け比率(%)	67.8	66.4	66.7	68.6	66.1	67.2	69.0	70.3

※ 官公需実績は、県及びまちづくり公社等 6 公社の工事、役務及び物品で、中小企業に発注が可能な契約を対象としている。

(3) 千葉県における官公需への取組み状況

ア 官公需相談窓口の設置

中小企業の官公需受注機会の増大を図るため、千葉県庁関係課、官公需関係出先機関など 55 箇所に官公需の総合相談窓口を設けている。

イ 普及啓発活動

各種会議の開催に際して、官公需制度の概要、官公需施策の必要性、官公需適格組合の活用促進についてPR活動を実施している。

注：官公需適格組合とは、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明した組合である。

ウ 新技術・新製品説明会の開催

千葉県では、中小・ベンチャー企業への販路開拓支援として、官公庁等の発注担当部局（県・市町村）に対し、新しい製品・技術のプレゼンテーションの場を提供する「新技術・新製品説明会」を平成 15 年度から実施している。平成 17 年度までに 7 回実施しており、平成 18 年度も 2 回実施予定である。

エ 官公需等の情報提供

現状では、部局ごとに入札結果を中心とした情報が千葉県のホームページに掲載されている。そのほか、千葉県では、経済関係団体等と連携し、県内中小企業等に対して有用な経済・産業情報をタイムリーに提供する「千葉県産業情報ヘッドライン」（メールマガジン）を配信しているが、そのコンテンツの一部として官公需関係情報を必要に応じ掲載している。



#### (4) 千葉県における官公需施策の課題

##### ア 官公需の受・発注に関する問題点

官公需の受・発注に関しては、次のような問題点が指摘されている。

- (7) 発注側の官公需制度への認識が低いこと
- (イ) 首都圏という地理的特性により県外企業の進出が盛んであり、他の地域に比べて、県内企業への発注率が低くなる傾向があること
- (ウ) 直轄事業負担金の負担割合に比して県内企業への発注が少ないこと(県内業界から指摘)
- (エ) 受注側の実力の有無・官公需への過度な依存等姿勢に関する問題点も指摘されていること
- (オ) 官公需一般の課題認識として、いくつかの項目について、トレード・オフのような関係にあること。これらは、解決が容易ではないが、官公需施策の理念を考慮し、新たな均衡点、または第三の道を模索していく必要があると考えられること

注：トレード・オフの例を挙げれば、分離・分割発注とコスト縮減との関係、少額の発注について経費面、手続の簡略さを考慮して特定の相手方と契約する少額随意契約と競争性や透明性に配慮し一定の者に入札により競争させ契約を行う一般競争入札との関係、あるいは新規参入の要請と実績重視主義との関係などがある。

- (カ) 企業の有する技術評価よりも、価格評価を過度に重視した発注の実施など、発注者側の評価能力の低下を指摘する意見もあること
- (キ) 発注に当たっての過度な実績重視は、官公需施策を通じた中小企業の育成・支援という立場からは阻害要因となりかねないという懸念があること

##### イ 新しい制度との関係

###### (7) 電子入札との関係

千葉県では、電子調達システムの中で、平成17年度から電子入札を試行しており、平成20年度には全ての入札案件を対象に電子入札を実施する予定となっている(建設工事については平成19年度から全面实施予定)。

官公需施策の視点からは、パソコンの所有やその操作能力の有無による受注機会の格差、いわゆるデジタル・ディバイド(情報格差)が発生しないか注視する必要がある。

###### (イ) 公共工事の品質の確保に関する法律(品確法)との関係

平成17年4月から施行されている品確法の基本理念は、社会資本を整備するという公共工事の重要性を考慮し、国、自治体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たし、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって公共工事の品質を確保するということである。千葉県では、この法律に対する取組として、総合評価方式の試行を進めている。総合評価方式とは、発注者が工事の内

容や周囲の状況に応じて、評価する項目を予め決めておき、受注者に民間の技術力活用ということで技術提案を求めるというものである。

この総合評価方式は、新しい調達方式であり、企業サイドにも影響の大きいものである。受・発注双方の的確な対応が望まれる。

(ウ) 「官から民へ」の動きとの関係

官公需の視点から見ると、「官から民へ」の動きとしては、指定管理者制度、PFI及び市場化テスト(官民競争入札)がある。これらは、従来、「官」が担っていた施設等に「民」のノウハウを活用して行うことを前提としており、その意味で、官公需市場を拡大するものといえる。県内中小企業も必要に応じ適切な対応が必要である。

注：指定管理者制度：公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、NPOや民間企業等の団体に、その施設の管理運営を行わせる制度

PFI：公共施設の整備、維持にあたり民間資金やノウハウ等を活用する制度

市場化テスト(官民競争入札)：これまで官が独占してきた公共サービスについて、官と民とが対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の最も優れた者がそのサービスを提供する制度

## 2 地域勉強会、中小企業振興に向けた研究会での意見

- 最近増えている提案型の事業では、地元の活性化への貢献度(地元企業への発注など)も点数化するなどして考慮してほしい。 → 基本施策①③④⑤で対応
- 市内で大型の工事が出ても、ランクからいって地元には業者がいない。できるだけJVを組ませるなど、工夫がないと、いつまでたっても地元の業者が育たない。 → 基本施策①③④⑤で対応
- 官公需に積極的に参加したいが、指名競争になかなか参加させてもらえない。特定の企業だけでなくもっと参加機会を広げることが必要 → 基本施策②③で対応
- 警備の仕事では、仕事をとるために入札価格を下げ、そのため、人件費が最低賃金を割ってしまうケースがあると聞いた。 → 基本施策④で対応
- 指定管理者制度では、地元優先で考えてほしい。 → 基本施策⑥で対応

### 3 基本的な施策

中小企業の経営基盤強化と競争力の強化の視点から、新しい官公需の理念の確立の下で、技術力のある中小企業の参入拡大など、県内中小企業がより多くの官公需契約を受注できるよう、総合的な取組を進める。

施 策	概 要
①新しい官公需の理念(視点)の確立	<p>経済環境や社会環境の変化に応じ、官公需施策展開の基本的視点ともなるべき理念として、新たに次の5つを掲げ、様々な機会を通じてその浸透を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格重視から品質重視への転換</li> <li>・ 県民の雇用の場としての中小企業の役割の再評価</li> <li>・ 県内中小企業の成長への契機としての官公需の位置づけ</li> <li>・ 地域貢献～中小企業の役割の拡大</li> <li>・ 官公需における「千産千消」の推進～地元の仕事は地元の企業へ</li> </ul>
②技術力のある中小企業の参入拡大	<p>技術力のある中小企業の官公需市場への参入拡大と実績・販路拡大策を図るため、全国に誇れる製品、県のイメージアップにつながる製品を認定し、国内に情報発信するとともに中小企業が生産する商品を県が試験的に購入するトライアル購入制度の導入を進める。さらに県等が必要とする技術の開発促進とその導入を図るため、技術に関するトライアル制度の導入に向けた検討を進める。</p>
③入札参加資格のあり方の見直し	<p>受注者である中小企業の利便性を考慮し、県で開発した電子調達システムの市町村共同利用を一層促進することで、県内市町村を含めた入札参加資格の手続や様式の統一化に向けた取組を強化する。</p> <p>また、現在公表されていない物品・役務の格付け基準について、透明性の確保と企業の格付け向上への自助努力への助長といった観点から、公表することを検討する</p>
④発注基準の見直し	<p>工事について、品確法にも規定されている総合評価方式の導入について、平成18年度中に試行を開始し、その結果を踏まえ、早期の導入を図る。また、地域の活性化にとって大きな意義を有する地域貢献について、企業が実施する災害対応活動等を発注に当たって評価する制度を実施する。</p> <p>そのほか、役務の分野において、「安かろう、悪かろう」といった案件の排除と一定の品質確保の点から、調査基準価格を設け、基準を下回る入札があった場合、適正な業務の履行が可能であるかどうかを調査し判断するという低入札価格調査制度の導入を検討する。</p>

<p>⑤官公需における「千産千消」促進のための一方策</p>	<p>県内の発注が県内企業の受注につながるよう、発注担当者への少額随意契約の適切な運用と運用趣旨の十分な周知を図る。また、コスト増を招かないような適切な分離・分割発注の方法について具体的な例をもとに研究していく。</p>
<p>⑥「官から民へ」への対応</p>	<p>指定管理者については、公募の際に県内企業であることを加点要素とするような仕組みの検討を行うとともに、選定された指定管理者に対しては、施設管理に係る発注に際して県内企業への発注の増大につながるような配慮を要請するなどの施策を検討していく。</p>
<p>⑦受発注等の情報公開の促進</p>	<p>官公需情報の公開については、その方法の統一化を図っていく。特に、発注予定の公表については、受注希望者に予見可能性を与えることが出来るため、その内容の充実を図る。</p>

# 第1 1 相談・支援機関、機能の充実

## 1 現状と課題

### (1) 相談・支援機関の現状

相談・支援機関については、様々な機関がそれぞれの専門的機能をもって、特色ある相談・支援活動を実施している。たとえば、中小企業からの問い合わせに対応する相談機関についてみると、総合的な相談に応じる機関として創業・経営革新センターの他、地域における身近な相談窓口としての商工会（61）、商工会議所（20）や市町村の区域を越える広域的な相談支援機関としてのシニアアドバイザーセンター（5）が活動している。

さらに、技術・発明・知財対策、国際展開などの専門的な分野に関しては、千葉県産業支援技術研究所、発明協会千葉県支部、千葉県知的所有権センター、ジェットロ千葉貿易情報センターなどがあたっている。

また、中小企業のニーズに応じた様々な支援策についても、千葉県産業振興センターや東葛テクノプラザ、産業支援技術研究所などの関係機関が分担して支援を行っている。

### (2) 相談実績

相談実績(平成 17 年度)は、商工会・商工会議所、創業・経営革新センター及びシニアアドバイザーセンターなど主な相談機関の合計で 149,196 件あり、ここ数年同程度で推移している。

地域別の相談件数を創業・経営革新センターの実績で見ると、千葉地域で全体の 3 割を占め、東葛・葛南・北総地区の合計では 6 割であり、都市部の相談がそのほとんどを占めている。

相談内容は、商工会・商工会議所においては、経営相談が 35 パーセントと高い比率を占め、続いて金融・労働・税務といった比較的日常的な業務の相談が多い。これに対し、創業・経営革新センターにおいては、経営・金融・資金に関する相談に加え、法律相談が 31 パーセントと高い比率を占め、他に ISO 認証取得や省エネ対策など、商工会・商工会議所に対応困難な相談が多い。

### (3) 今後の課題

様々な相談・支援機関が各々の機能をもって中小企業への支援を行っている中で、中小企業が必要な情報をできる限りの確かつ迅速に収集し、その事業展開の状況に応じた個々の支援策が円滑に投入され、これが新たな事業の実現に結びつくような実効性の高い支援システムを確立することが重要である。

いわゆる、たらい回しにより、同じ説明を何回もせざるを得ないにもかかわらず、いつまでたっても、必要な対応がわからない、講じられない、といった状況を招かないよ

うにすることが必要である。このため、商工会・商工会議所の相談窓口機能を強化するとともに、総合的な相談機関である創業・経営革新センターを中小企業へのワンストップによる対応が可能な中核的支援機関と位置付け、そのコーディネート機能により、各支援機関が分担して、企業の状況に応じた適切な支援策を継続的に投入できるような体制を整備することが重要である。こうした体制がうまく機能するためには、個々の企業に対して、個別にその技術、資産状況や事業計画の実現可能性などを評価し、最も確かな支援策を選択、投入するとともに、その投入効果を再度評価し、その対応を検討する、といった支援サイクルを確立することが必要であり、こうした支援サイクルをマネジメントできる人材の確保や各支援機関による企業情報の共有と機関相互の連携を進めていくことが必要である。

## 2 地域勉強会での意見、研究会での意見

- 県や支援機関は、一元的に相談できる窓口をつくるなど、わかりやすい相談窓口にするべき。実効性を高めるために、相談のチャンネルはシンプルのほうがよい。  
→ 施策①で対応
- いろいろな支援の法律はあるが、制度自体を知らないのではないか。周知のための手立てが必要。情報を発信する機会を増やしてほしい。 → 施策①②で対応
- アドバイザーは企業経営を肌身で感じている経営経験のある人を採用したらどうか。  
→ 施策①で対応

### 【商工会・商工会議所】

→ 施策③で対応

- 中小企業を活性化するためにはまず商工会・商工会議所を活性化することが大事。このため、経営指導員を始めとする職員の資質の向上、活動内容の広報・情報発信、行政による支援・補助金の確保等が必要  
また、地域における役割を認識し、まちづくりの課題を議論する場を設けるなど、新しい視点を導入していく必要がある。
- 商工会の合併・連携の指導に当たっては、将来を見据えた指導をすべき

### ～研究会の意見から～

商工会・商工会議所は、支援機関でありながら、中小企業自らが納めている会費で事業をしている中小企業自身の組織である。様々な事業を行っていることを中小企業に認知してもらうことが重要である。

### 3 基本的な施策

企業の事業展開の状況やその発展段階に応じた適切な支援策を継続的に実施していくため、総合的な相談機関の分担と連携によるワンストップの相談体制を整備するとともに、創業・経営革新センターを中核とした支援機関相互の連携の下に、企業の経営革新への取組が実現するまで継続的な支援策の実施が可能となる支援体制を整備する。

さらに、こうした対応を効果的に行うために、各支援機関が有する支援策について、常に企業ニーズを踏まえながら、高度化していくことが必要である。

また、商工会・商工会議所は、中小企業が一番身近な支援機関として重要な役割を担っていることから、市町村をはじめ多様な主体との連携により、地域資源、人材の有効活用や技術革新、情報化等の社会経済環境の変化に柔軟に対応するための経営支援等が行えるよう、組織の効率化、人材の育成、広域的な連携等の機能強化の促進を図る。

施策	概要
①創業・経営革新センターの機能強化	<p>創業・経営革新センターは、商工会・商工会議所等との役割分担と連携の下で、中小企業を取り巻く様々な経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「情報の提供」、「相談・助言」、「専門家の派遣」、「事業可能性の評価」等の中小企業支援事業を推進する。</p> <p>また、中小企業支援機関で支援事業の共同開催を行うほか、情報交換のための連携会議を開催して、各団体間の交流を強化する。</p>
②支援情報の提供機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、市町村、各種経済関係団体と連携し、融資や助成制度などの各種支援情報など、中小企業の経営に役立つ情報を、タイムリーに読みやすく編集し、メールマガジン「千葉県産業情報ヘッドライン」の内容を充実するとともに、配信登録者の増加を目指す。</li> <li>○ 創業・経営革新センターのホームページを充実するとともに、相談支援機関の各種情報について、中小企業に向けて、県の広報媒体等を利用した定期的な広報に努める。</li> <li>○ 地域勉強会で、また金融機関、中小企業診断協会、税理士会などのサポート業界を通じて、施策の普及に努める。</li> </ul>
③商工会などの相談支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会・商工会議所が地域の中小企業支援機関として、市町村との連携、協力関係を築きながら、地域経済の活性化や合併、広域連携等による機能強化に取り組むよう、関係機関が参加する意見交換会を開催する。</li> <li>○ また、地域課題の解決や機能強化に意欲的に取り組む商工会等からの求めに応じ、具体的な問題解決に向けた研究会等に対し、専門家等を派遣して、企画立案能力の向上と具体化に向けた支援をする。</li> </ul>
④支援機関等の評価能力の強化	<p>行政、金融機関、関係支援機関などが真に効果的な支援を行うため、それぞれの役割分担に必要な事業・企業評価能力（目利き能力）の向上に努める。</p>

(参考) 県内の主な相談支援機関

事業相談のワンストップサービス	創業・経営革新センター (千葉県中小企業支援センター)	意欲あふれる創業予定者、新しい事業や成長分野へ挑戦する中小企業などを支援する。(財)千葉県産業振興センターの一部門) ・創業・経営革新を支える相談事業 ・企業の成長を継続的に支援するコンサルティング事業 ・企業に民間の専門家を派遣してアドバイスを行う専門家派遣事業 ・民間の専門家が事業計画(ビジネスプラン)を客観的に評価する事業可能性評価事業
経営全般の身近な相談窓口	商工会(61)・商工会議所(20)	身近な相談窓口として、経営指導員が国や県等の中小企業支援施策などについてきめ細かい相談に応じる。 例:融資、税務、経理、労務、社会保険、経営・技術改善、工業所有権など
	シニアアドバイザーセンター(5)	創業及び経営革新の承認を目指す中小企業者をシニアアドバイザーや専門家が支援する。(国の委託事業) ※千葉商工会議所、佐倉商工会議所、県商工会連合会、我孫子市商工会、勝浦市商工会
連携組織化、組合設立	中小企業団体中央会	中小企業の組合設立、連携組織化等についての相談・助言、組合の運営についての相談などを実施する。
発明、知財戦略	発明協会千葉県支部	特許、実用新案等の出願や登録手続きに関する相談等に応じる。
	千葉県知的所有権センター	独自技術の特許取得、特許侵害対策など知財戦略プロデューサーが相談に応じるとともに知財専門家も派遣する。
国際展開	ジェトロ千葉貿易情報センター	輸出入、外国企業との提携等の国際展開にあたっての情報提供、アドバイス等を実施する。
技術相談	産業支援技術研究所	技術相談、依頼試験等に対応するほか、技術講習会・研究発表会等を開催している。 また、技術開発に不可欠な試験検査機器を備えて企業技術者に開放する先端技術開放試験室等を設置している。
研究開発	東葛テクノプラザ	総合産業支援施設として、産・学・官の研究交流を軸に、中小企業の技術力の向上と、ベンチャー企業の育成や既存企業の新分野進出に向けた研究開発・技術指導のほか、貸し研究室等を安価に提供するなど支援事業を実施する。



## 第1 2 人材確保、人材育成

### 1 現状と課題

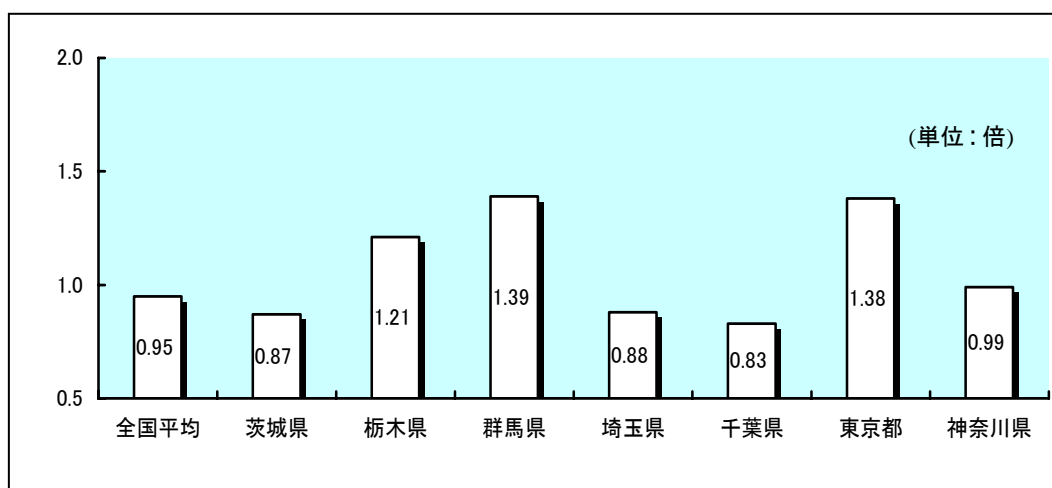
#### ○ 全国平均を下回る県内の有効求人倍率

雇用情勢が緩やかな改善をみせる中、千葉県においても平成17年の秋以降、有効求人倍率が上向いているが、その水準は全国平均を下回り、関東1都6県の中で最も低い。

県内の有効求人倍率は、東京都内をはじめ、県外で失職した千葉県在住の失業手当受給者が、制度上、居住地を管轄するハローワークで求職者としてカウントされるため、実態以上に数値が低く抑えられていると指摘する民間研究機関の報告もある。そのため、有効求人倍率の水準がそのまま県内の雇用状況を反映しているとはいえない面もあるが、県内中小企業の景況感などを踏まえると、中小企業の規模や業種、地域によっては、依然厳しい状況にあるものといえる。

千葉県産業の強みや地域特性を活かした産業振興策の大胆な展開が、安定した雇用創出の基本的課題である。

図表 3-12-1 関東各都県の有効求人倍率の状況 (平成17年平均・原数値)



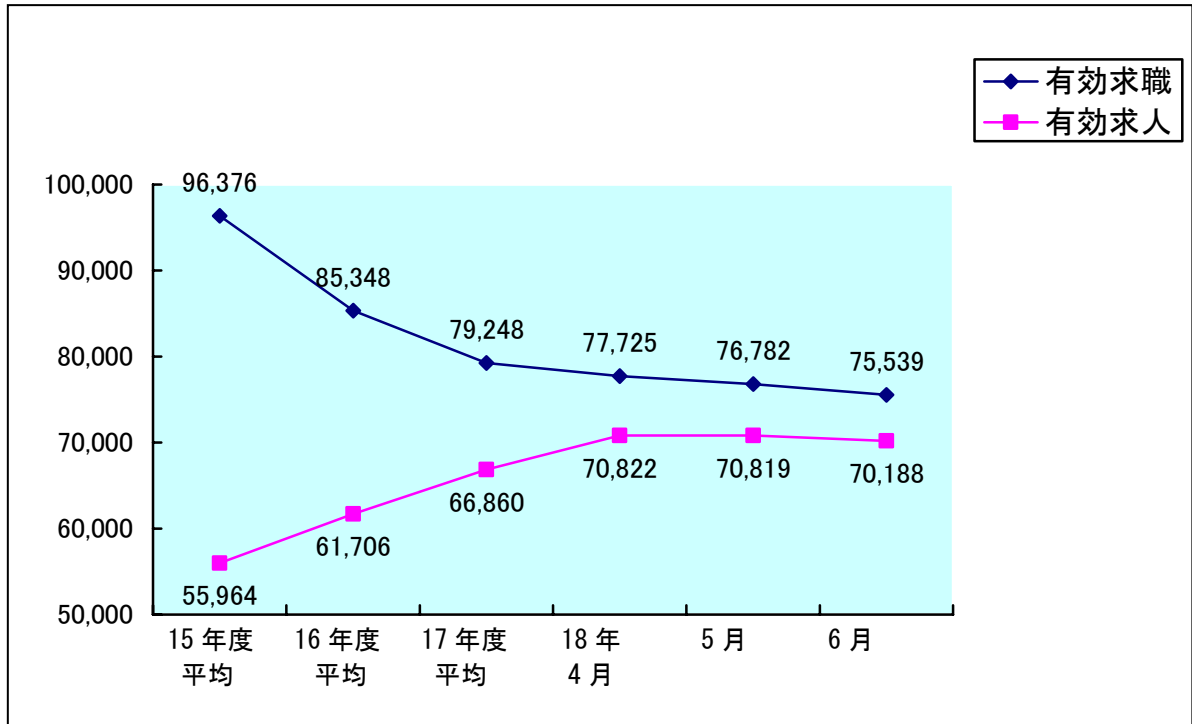
(厚生労働省)

#### ○ 企業の求人ニーズへの対応

企業の立地や、大手・中堅企業での採用が活発となる中、多くの中小企業は人材確保に危機感を持っており、中小企業の求人ニーズに応える人材育成と、円滑な労働力供給のための環境整備が喫緊の課題となっている。

図表 3-12-2 有効求職・求人数 (月別の数値は季節調整値)

(単位：人)



(千葉労働局)

○ 非典型労働の増加

正社員の採用意欲が高まる一方、パート、派遣、請負などの非典型労働者の活用は、コスト削減の観点からやむを得ないとする状況が見られる。ハローワークに寄せられる求人の多くはパート労働であり、最近の求人の増加を牽引している。

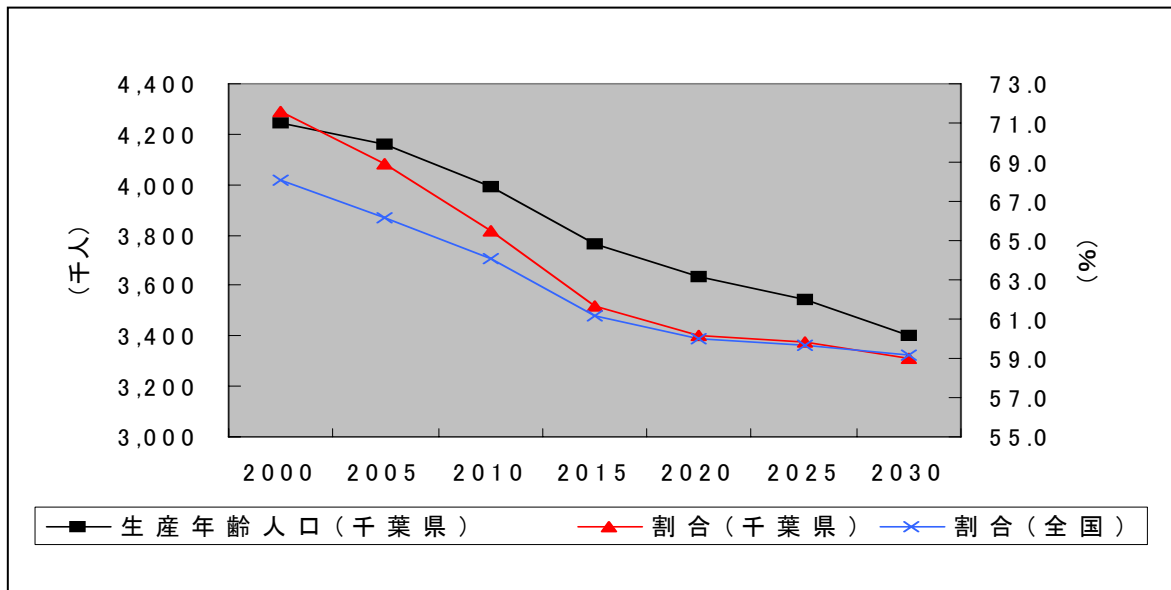
県内のパート労働者のおよそ8割は女性であり、年々その比率を高めている。その多くは主婦層であり、正規雇用と変わらぬ勤務時間や仕事内容を担っている場合も少なくない。また、非典型労働には若者も多い。職業人としての基礎的なキャリアを積む時期に不安定就労が長期化することの問題が指摘されている。

○ 急速に進む千葉県の労働力減少

千葉県は、県民の中で団塊世代の占める割合が比較的高いという人口構成の特徴から、全国水準を上回る急速なスピードで生産年齢人口が減少し、労働力不足が一層深刻になることが予想される。

労働力確保は産業活動の必須条件であり、このことへの政策的対応が喫緊の課題となっている。

図表 3-12-3 生産年齢人口の変化



(国立社会保障人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

○ 豊富な人的資源と潜在労働力

意欲を持ちながら、「働けない」、「仕事が見つからない」という県民の層が、雇用情勢が好転する中で依然として存在するとともに、近県に比して、子育て期の女性の就労率が低い。また、無業・無職の若者も少なくない。

これらの女性や高齢者、若者は、千葉県に潜在する豊富な人的資源であり、労働力である。この活用は、地域経済の活力を高める上でも、また、労働力不足を緩和するうえでも不可避の課題となっている。

図表 3-12-4

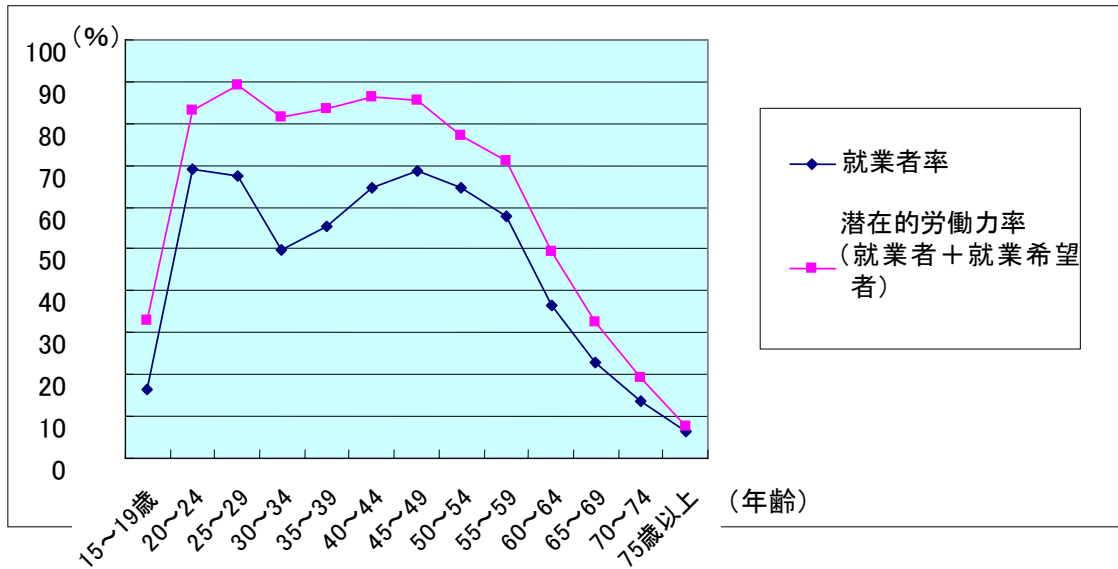
＜出生率と25～34歳の女性の労働力率＞  
(総務省 労働力調査(16年)・国勢調査(13年))

＜豊富な人的資源と潜在労働力＞  
(千葉県推計)

	女性労働力率 (%)	
	全年齢平均	25～34歳
全 国	48.3	68.4
茨 城	48.4	60.8
栃 木	50.9	64.5
埼 玉	48.1	60.9
千 葉	47.3	58.3
千 葉 市	40.5	59.9
さいたま市	40.8	59.0

区 分	推 計	備 考
12歳未満の子を持つ再就職を希望する女性	11.5万人	国推計値から人口割で算出
退職後に再就職を希望する団塊世代	21万人	就労する団塊世代(26万人)の8割
無業・無職の若者	3.1万人	国推計値から人口割で算出
合 計	35.6万人	

図表3-12-5 千葉県の女性の就業率・潜在労働力率



(平成 14 年度 総務省 就業構造基本調査)

### ○ 働く側の意識の変化

近年、若い世代の中では、仕事一辺倒ではなく生活も大事にしたいとする層が増え、仕事に対する意識の変化が見られる。働く側の意識の変化に着目した柔軟な雇用管理を導入することが、労働力や有為の人材を確保する経営戦略として有効であることへの企業の認識を広めるとともに、導入のための実践的支援が求められている。

## 2 地域勉強会、中小企業振興に向けた研究会での意見

- 「働く」ということに対する意識の低い若年者も多い。若年者に対する人材教育、人材育成には、教育的な意味合いもある。キャリア教育に力を入れることに加え、企業の行う人材育成に対する助成措置の充実や、能力開発のための支援が必要である。  
→ 施策①で対応
- 中小企業においては、たとえ就業規則にあったとしても育児休業、介護休業などの制度利用者は少ないのが実情である。人材確保のためには、こうしたワーク・ライフ・バランスのような取組も積極的に進めることが重要。  
→ 施策①で対応
- 健康寿命が延びる中、生涯現役社会を構築し、高齢者も社会を支える側で働いていける、そういう社会環境をつくっていくことが重要。  
→ 施策①で対応
- 女性が働くことに関してのM字曲線を解消し、就業を促進するために、仕事と子育ての両立支援や保育所や幼稚園を設置してほしい。  
→ 施策①で対応
- 中小企業の研修については、業界ごとに実施してはどうか。  
→ 施策①②で対応
- 千葉県の有効求人倍率は、1 倍以下になっているが、中小企業は、人手不足であり、ミスマッチがかなりある。高齢者雇用の担い手は中小企業が不特定雇用になっている。マッチングを実施していくことが重要。  
→ 施策①で対応

- 長期間の勤続者に対する表彰制度やヨーロッパのマイスター制度のようなもので、中小企業で働く人を評価する制度があるとよい。 → 施策①で対応
- 中小企業が勉強をする場所、話し合いをする場所の提供をしてけるとありがたい。 → 第4章 参照

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と私生活を両立させること

### 3 基本的な施策

雇用情勢が改善をみせ、企業の求人、特に大手企業の求人が活発化する中で、中小企業の人材確保は一層厳しいものとなっている。また、「7. 5. 3」現象と呼ばれる新規採用者の定着率が極めて低いということも大きな問題である。その一方で、若者や子育て中の女性、障害者、高齢者など、意欲を持ちながら求人側のニーズに合わないため就業できないという、雇用のミスマッチが依然として存在し、さらには、少子高齢化による若年労働者の減少や2007年問題などによる労働力不足が懸念されている。

そこで、就職したくても様々な事情でそれが難しい人へのサポート体制を拡大・充実させ、貴重な働き手として企業が活用できるよう、働く側（求職）と雇用する側（求人）の双方の事情とニーズに視点を据えた雇用のミスマッチの解消のための取組みを強化する。特に、中小企業は、女性、高齢者、障害者などのニーズに合わせた多様な就労形態を提供していることも多いことから、若者へのキャリア教育、従業員のキャリア形成や職業能力の開発を強化することにより、中小企業の求める能力を有した人材の確保と地元企業への円滑な雇用に結び付けていく。

施 策	概 要
① 中小企業の人材確保と定着化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業への若者就労支援               <p>若者と地元中小企業とのマッチングを促すため、ちば若者キャリアセンター（ジョブカフェちば）を核に、中小企業に向けたサービスの強化を図る。</p> <p>中小企業の採用ノウハウの向上を支援するセミナーの開催や、若者と企業の出会い・理解の場である“仕事探しカフェ”の充実を進めるほか、18年度に船橋市内に開設した「創業・経営革新センター」との連携で、企業の求人情報の集積にも力を入れる。</p> </li> </ul>

○ ちば仕事プラザの機能強化

就業意欲が高い女性や団塊の世代をはじめとした退職後の高年齢者が、地元の中小企業の貴重な“働き手”として活用されるよう、再就職支援の仕組みを構築、充実させる。

〔主な事業内容〕

・ 地域若者サポートステーション

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、カウンセリング等により就業に結びつく支援を行う。

・ 生涯現役サポートセンター

シニア世代の再就職や多様な働き方を支援するとともに、中小企業のシニア人材活用のノウハウについて相談に応じる。

また、シニア人材活用のメリットについての情報発信や中小企業向けセミナーの開催など、中小企業同士の交流の場を企画する。

・ 子育てお母さん再就職支援センター

出産・子育て等で退職した女性の再就職を支援する拠点として、個別の状況やニーズに即した相談から就職までの支援をワンストップで実施し、中小企業の労働力不足等に対応する。

また、中小企業の柔軟な雇用形態の導入への取組を支援していく。

・ 中小企業への人材情報の提供

中小企業の人材不足に対応するため、ちば仕事プラザの相談者を中心とした求職登録システムを構築し、就労困難者等に再チャレンジの機会を与えるとともに、中小企業に人材情報を提供する。

○ 障害者の就業支援

障害者就業支援キャリアセンターにおいて、就職を希望するすべての障害者、及び民間企業への就職が困難な障害者などを対象に、就業に係る相談、職業実習、ジョブコーチによる職場定着支援や、障害者雇用アドバイザーによる企業等への職域開拓、継続雇用のための支援を実施する。

また、このほか、障害者雇用アドバイザー（企業支援員）配置事業や障害者のキャリア形成・研修事業等を実施する。

○ キャリア教育の推進

学校、家庭、地域社会、中小企業との連携による、小学校から高等学校までの発達段階に応じたキャリア教育を実施する。

・ 小学生の「ゆめ・仕事ぴったり体験」事業

・ 中学生の5日間の職場体験（キャリア・スタート・ウィーク）

・ 高校生インターンシップ推進事業

○ 中小企業従業員の表彰

地域を支える県内中小企業の振興を図るため、技術向上や消費者サービスの向上等に努め、地域の発展に貢献する中小企業で多年にわたり業務に励む優秀な従業員を表彰する。

○ 技能の向上と技能尊重機運の醸成

県内就業者のうち、その技能について県内の業界において第一人者と目される者を、千葉県の卓越した技能者(千葉県の名工)として知事表彰を行う。

また、「技能グランプリ」や「技能五輪大会」等への参加を推進し、技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重機運の醸成に努める。

○ メンタルヘルス対策の推進

労働者のメンタルヘルス問題に対応するため、専任の相談員を労働相談センターに配置し、本人及びその家族や職場の同僚等関係者からの相談に応じ、雇用の安定、定着化に努める。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

従業員の定着や有為な人材を確保する経営戦略として有効な「ワーク・ライフ・バランス」に沿った雇用形態の導入についての認識を広めるため、セミナー開催等の支援を行う。

・ 「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」

仕事と子育ての両立支援に積極的に取組む会社を募集し、会社名・両立支援に係る取組み内容等を県庁ホームページ等に掲載する。

・ ワーク・ライフ・バランスセミナー

企業の人事・労務担当者等を対象に新しい雇用管理としてのワーク・ライフ・バランスの有効性について認識を深め、実行を促す学習・情報の場としてセミナーを開催する。

○ ポジティブアクションの推進

ポジティブアクション(男女労働者の間に事実上差があるとき、それを解消しようと中小企業等が行う自主的かつ積極的な取組)を推進し、女性の能力発揮を促進するとともに、その有効な活用を図る。

・ ポジティブアクション推進セミナーの開催

・ 男女雇用機会均等法の周知徹底(広報・啓発活動)

<p>②企業のニーズに応じた人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産学官連携による産業人材育成        今後数年間の間に団塊の世代を中心とするベテラン技術者の大量退職が見込まれ、人材の育成・確保がますます重要となってくる。そこで、地域の産業界と工業高校が協力して、インターンシップ、企業技術者の講師派遣、現場実習等を盛り込んだ、地域産業・専門高校連帯による実践的教育の研究を行い、その導入を推進する。</li>   <li>○ 中小企業等技能継承への支援        定年退職者等で高度な技能を持つ熟練技能者の名簿登録を行い、熟練技能を必要とする中小企業等や技能検定試験の受検希望高校に対して、熟練技能者を派遣する。</li>   <li>○ デュアルシステム訓練の推進        若年者に一定期間の職業訓練と企業実習を行い、一人前の職業人として育て、職場への定着を図る。       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期課程活用型(県立高等技術専門校において実施)</li> <li>・ 委託訓練活用型(民間教育機関に委託)</li> </ul> </li>   <li>○ 中小企業のニーズに応じた各種研修の推進        中小企業の経営者や従業員の職業能力向上を目的とした各種講座の開催や企業ニーズに応じた社内研修・講演会のコーディネート、研修会場の提供 等を行う。</li>   <li>○ 県立高等技術専門校による訓練科目の充実        地域の産業集積や中小企業のニーズに即した訓練科目の充実を図り、地域の企業の基幹技能工を供給していく。</li> </ul>
------------------------	---